

著作権譲渡契約書

X（以下「甲」という）と、Y（以下「乙」という）とは、甲の所有にかかる著作権を乙に譲渡するにあたって、以下のとおり契約する。

第1条（目的）

甲は、下記著作物のすべての著作権（著作権法第27条および第28条に規定されている権利を含む）を乙に譲渡し、乙は、これを譲受する。

著作物 ○○○

※「翻訳権・翻案権等（著作権法 §27）、「二次的著作物の利用に関する原作者の権利（著作権法 §28）」を含むことを明記しておきます！

☞ §27 について

著作者は、第三者が無断で著作物を、翻訳・変更・変形・脚色・映画化等により創作的に加工することによって「二次的著作物」を創作されない権利を持っています。原則として、著作物に何らかの加工を加える場合には、原作の著作者の承諾が必要となりますので、譲渡の旨が契約書に明示されていなければ、権利は譲渡人に留保されたままと推定されますので要注意です！

☞ §28 について

オリジナルの著作物に加工を加えて作り出された「二次的著作物」に関しては、オリジナルの著作者も「二次的利用物の利用に関する権利」を持つため、「二次的著作物」を譲渡する旨が契約書に明示されていなければ、権利は譲渡人に留保されたままと推定されますので要注意です！

第2条（保証）

甲は、乙に対し、本件著作物が瑕疵のない完全な著作権を保有することを保証する。

2 万が一、本件著作物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償等が生じたときは、甲の責任と負担により、これを処理し、乙には一切負担をかけないものとする。

※著作物が、正当な著作権を持つ著作物であることを担保し、万が一、紛争が生じた際には譲受人には被害が及ばないようにしておきます。

第3条（乙の権利）

乙は、本件著作権に関し、第三者からの侵害があったときは、本契約期間中は著作権者として、訴訟、和解、調停、告訴、その他本件著作権の侵害を排除するために必要な一切の措置をとることができる。

※著作権が譲渡されると譲受人が著作権者となります。著作権を譲受人は、正当な著作権の当事者としての権利を有することの確認の条項です。

第4条（著作者人格権）

甲は、本著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

※原作者（著作者）には、「著作権」の他「著作者人格権」があります。

「著作権」は譲渡できますが、「著作者人格権」は譲渡の対象とはなりませんので、著作権の譲受人が、著作物の内容を改変・修正したりするには「著作者が、著作者人格権を行使しない旨」の特約を明記しておく必要があります。また、当特約により、原作の著作者は、著作物の公表に同意をしたものと推定されます。

☞著作者人格権は、①「公表権（公表するかしないかを決定できる権利）」、②「氏名表示権（名前の表示を求める権利）」、③「同一性保持権（無断で改変されない権利）」の3つから成ります。

第5条（登録手続き）

甲は、乙に対し、乙が本契約にもとづき、本件著作権の譲渡登録をするにあたって、登録手続きに必要な書類の作成および資料の提供をするものとする。

※譲渡人の二重譲渡等のトラブル防止のため、著作権譲渡の際には契約書作成と同時に文化庁に著作権登録をするのが望ましいと言えます。

第6条（代金および支払い方法）

乙は、甲に対し、本契約による著作権譲渡の対価として、別紙料金規定に従った代金を○年○月○日までに、甲の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。

2 別紙料金規定に規定されていない場合が生じたときは、別途、甲乙誠意をもって協議するものとする。

※①「対価の額」、②支払方法、③支払時期について明確にしておきます。

第7条（契約の解除）

甲および乙が本契約の各条項に違反したときは、相手方に対して何ら通知催告を要することなく、本契約をただちに解除できるものとする。

第8条（契約の修正）

本契約の修正、変更は、文書によらなければならない。

※口頭ではなく、「書面」によってのみ変更可能として契約の安全を保

証しておきます。

第9条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、本契約の終了後も相手方の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

※契約に際して知り得る個人情報や営業情報、ノウハウ等に関し、守秘義務を課すことも可能です。

第10条（協議）

甲および乙は、本契約に定めのない事項、または本契約の各条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを定めるものとする。

第11条（合意管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成○年○月○日

甲（住 所）

（名 称）

印

乙（住 所）

（名 称）

印